住所　和歌山市砂山南２丁目４番５号
権佳奈　昭和51年８月24日生
住所　和歌山市栄谷106番地１
金泰秀　昭和63年８月17日生
住所　東京都練馬区旭町１丁目40番10号
辺容湜　昭和48年４月６日生
住所　東京都江東区大島３丁目８番７―639号
李和承　昭和43年１月23日生
住所　滋賀県湖南市菩提寺1722番地
河有樹　昭和53年２月21日生
住所　福岡市西区拾六町団地３番28―203号
康健志　昭和18年８月29日生
住所　北九州市小倉南区北方３丁目17番17―104号
金勇太　昭和58年11月18日生
住所　奈良県桜井市大字芝387番地
丁泰寛　平成６年９月17日生
住所　名古屋市熱田区桜田町13番２号
金智恵　昭和60年11月18日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字上ノ山36番地２
金尚鎰　昭和52年12月17日生
住所　千葉市中央区末広３丁目27番６号
金奎顯　昭和21年10月14日生
李和枝　昭和26年１月26日生
金孝子　昭和52年９月14日生
金在年　昭和55年１月26日生
住所　岐阜県本巣市政田711番地３
アンジェロ・シゲアキ・オボ　昭和53年１月19日生
住所　大阪府東大阪市長田中１丁目４番35―302号
李恵美　昭和55年３月２日生
住所　大阪府八尾市志紀町南２丁目128番地６
金沙織　昭和55年５月15日生
住所　大阪府茨木市中村町16番36号
李友美　昭和59年11月26日生
住所　大阪市此花区春日出中２丁目５番25号
南範俊　昭和56年９月27日生
住所　大阪市東成区大今里西２丁目４番７号
朴薫希　昭和60年７月15日生
住所　大阪市生野区新今里２丁目10番21号
呉愛梨　平成３年11月19日生
住所　大阪市生野区田島１丁目14番３号
金智旭　昭和55年６月２日生
住所　大阪府豊中市蛍池南町３丁目１番６―203号
朴幸久　昭和62年９月29日生
住所　東京都調布市調布ケ丘１丁目18番地22
マイケル・デイビッド・パーカー　昭和56年12月５日生

○農林水産省告示第二千六百三十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

表新潟県の項中「新津さつき農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第二千六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町倉床字板屋五五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字板屋五五の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市山崎町中野字宮ノ元一〇四九の三一から一〇四九の三三まで、一〇四九の六三、字宮ノ下一一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ元一〇四九の三一・一〇四九の三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ下一一一六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町八千代区中野間字脇田一二四〇の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区熊野部字中山五二の五、五二の七、字庄田一一一から一一六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山五二の五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　兵庫県多可郡多可町加美区岩座神字東山五九六の五、五九六の五の一

二　指定の目的　水源の涵養